

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			/
会 派 名	日本共産党加古川市議会議員団	年 度	平成 30 年度
項 目	研修費	金 額	¥ 211,260 円
内 容	鹿児島市 第10回生活保護問題議員研修会		
支 払 先	生活保護問題対策全国会議	支払年月日	平成30年 8 月24日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

領 収 証

2018年8月24日

岸本 建樹 様

以下のとおり、領収いたしました。

金15,000円也

但し、第10回生活保護問題議員研修会について、

- ☒ 研修参加費として
- ☐ 交流会参加費として
- ☐ 弁当代として
- ☐

大阪市北区西天満3-14-16西天満パークビル3号館7階
あかり法律事務所内

生活保護問題対策全国会議
代表幹事

東京都板橋区板橋4-4-3白鳩マンション201
マックチャレンジサポート内
全国公的扶助研究会 会長 吉永純



領 収 証

2018年8月24日

高木 英里 様

以下のとおり、領収いたしました。

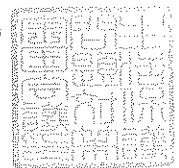
金 15, 000円也

但し、第10回生活保護問題議員研修会について、

- ☒ 研修参加費として
- ☐ 交流会参加費として
- ☐ 弁当代として
- ☐

大阪市北区西天満3-14-16西天満パークビル3号館7階
あかり法律事務所内

生活保護問題対策全国会議
代表幹事 XXXXXXXXXX



東京都板橋区板橋4-4-3白鳩マンション201
マックチャレンジサポート内
全国公的扶助研究会 会長 吉永純



領 収 証

2018年8月24日

立花 俊治 様

以下のとおり、領収いたしました。

金15,000円也

但し、第10回生活保護問題議員研修会について、

- ☒ 研修参加費として
- ☐ 交流会参加費として
- ☐ 弁当代として
- ☐

大阪市北区西天満3-14-16西天満パークビル3号館7階
あかり法律事務所内

生活保護問題対策全国会議
代表幹事 XXXXXXXXXX



東京都板橋区板橋4-4-3白鳩マンション201
マックチャレンジサポート内
全国公的扶助研究会 会長 吉永純



出張調査届

平成30年8月18日

市議会議長様

会派名 日本共産党加古川市議会議員団

代表者 岸本 建樹



このたび、調査のため下記により出張しますので報告します。

出張者氏名 岸本 建樹、立花 俊治、高木 英里

調査都市名及び調査内容

第10回生活保護問題議員研修会 研修

8月24日（金）13：00～18：00 「生活保護基準のたび重なる引下げと、あるべき生活保護制度」 他

25日（土）9：15～15：00 ① 「生活保護なんでもQ&A」

② 「実践！居住支援～各地の居住支援協議会、民間団体の取組み」

③ 「生活を困難にする滞納処分の問題点」 他

（鹿児島県市町村自治会館（鹿児島市鴨池新町7-7-4））

出張期間 平成30年8月24日（金）～平成30年8月25日（土）（2日間）

旅 費 内 訳	日 当	円	経 路	
	宿 泊 料 (14,000円×1泊)	14,000 円	加古川駅	(JR)
	鉄 道 賃 (10,390円×2)	20,780 円	姫路駅	
	急行料金 (10,010円×2)	20,020 円	鹿児島中央駅	(徒歩)
	航 空 賃 ()	円	鹿児島中央駅	
	車 賃 (190円×2)	380 円	県庁前駅	(徒歩)
	船 賃 ()	円	会場	
	出席者負担金 (15,000円)	15,000 円	以下復路	
	そ の 他 ()	円		
	合 計	70,180 円		

※届出者が議員の場合は、代表者欄に記入のこと。

※11,560円×0.9＝10,390円

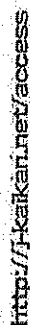
※70,180円×3名＝210,540円

第拾回目錄

1400 1545 1710 18001900

8月25日(土) 1145 1245 1405 1435 1500

0-0064 鹿児島県鹿児島市城池新聞7-7-4
 島客から○リムジンに、駐車場まで「旅行前」で下
 のが使用ですが、1時刻に1本までです。また、はし
 と「鹿児島市駅」で下車し、下記のバスにお乗下さい
 島中央駅から約20分）●市バス9-16・20・27番線
 島バス等下車 ●市バス11番線（鹿児島バス等下車
 島交通32番線（鹿児島バス等下車）



買 300名(買客を招待して資金の圓にも差を確保し利益をあげるため)。

加会 1 万 5,000 円
 増資 1 万 5,000 円
 当 900 円 (2 日目迄は 8 月 15 日以後のご返金ください)
 1 日目 8 月 24 日 (金) 18 時から、研究会等ご交遊を歓迎します。参加費 1,000 円 (学生・学生 N 割引あり)

（株）国際ツーリスト・ビュロー
E-mail ▶ ktb-info@jupiter.ocn.ne.jp 担当番 大村・倉長
TEL (078) 351-2110 FAX (078) 351-2140

氏名(フリガナ)	所属等	() 党・無所属 現在 () 期自
男・女	都道府県 市区町村	
研究名表記	1日目の文芸会 ☐ 参加する ☐ 参加しない 2日目の昼食 ☐ 弁当を注文する ☐ 弁当を注文しない 若菜分科会 ☐ 第1 ☐ 第2 ☐ 第3 ☐ 第4 ☐ 第5 ☐ 第6	
研修参加費(研修費) 研修費に領収証を付けて欲しい	参加費	
研修費の差は研修費	1日目文芸会 円	円
	2日目昼食 円	送金額合計 円
TEL FAX	宿泊費の手配	☐ 希望する・ ☐ 希望しない ※希望の方は別途申し込みます

環境（事務局）のご要望等がありましたら記入ください

「敬天愛人」のまち
鹿児島から生活保護を考える
今こそ問われる、地方行政のあり方

したがって、この問題の解決には、まず、この問題の背景を明らかにし、その上で、具体的な対策を検討する必要がある。

是非、多望に参加いただければ、この案内早し上げます。

「我が家の人を救うには、西郷さんや大久保さんが必要だ」

盤領頭血抗富非嗎匹龍

1日目 8月24日(金) 12:00～2:00		生活保護基準のたび重なる引下げと、あるべき生活保護制度 ～地域の居住支援ネットワークの構築に向けて～新たをまそ一斉大い地域の活用を～	
13:00	開会式・挨拶	1	取材現場から見た「貧困」
14:00	第1分科会	2	地域も元からの課題「高齢化」問題の解決にむかふ
15:45	第2分科会	3	生活保護なんでもQ&A
17:10	第3分科会	4	生活困窮者自立支援制度を有効に機能させるために
18:00	交流会(自由参加)	5	地方都市から子どもの貧困をなくす
19:00	終了	6	実践！居住支援 ～各地の居住支援協議会、民間団体の取組み～
9:15	第1分科会	7	生活を困難にする滞納処分の問題点
9:45	第2分科会	8	多様な課題を抱える方々への支援
9:15	第3分科会	9	生存権はなぜ生まれ、何を保障しているのか
9:45	第4分科会	10	私のまちの生活保護 ～職員としてのチェックポイント～
9:15	第5分科会	11	あるべき生活保護法改革とは何か
9:45	第6分科会	12	
12:45	第7分科会	13	
14:05	特別報告①	14	
14:35	第8分科会	15	

敬天堯人のまな「鹿児島」から生活保護を考える

地方都市から子どもの貧困をなくす
2015～第3分団会

[illegible][illegible]

式に己巳年相宜の癸未年十一月廿四日、新嘉坡港内への出帆に就けり。此を機勢を収めんと爲し、一、種神林神船に付、新嘉坡港を以て居座し、船方より付し、二、船頭、三、船主、四、船客、五、船主、六、船客、七、船主、八、船客、九、船主、十、船客、十一、船主、十二、船客、十三、船主、十四、船客、十五、船主、十六、船客、十七、船主、十八、船客、十九、船主、二十、船客、二十一、船主、二十二、船客、二十三、船主、二十四、船客、二十五、船主、二十六、船客、二十七、船主、二十八、船客、二十九、船主、三十、船客、三十一、船主、三十二、船客、三十三、船主、三十四、船客、三十五、船主、三十六、船客、三十七、船主、三十八、船客、三十九、船主、四十、船客、四十一、船主、四十二、船客、四十三、船主、四十四、船客、四十五、船主、四十六、船客、四十七、船主、四十八、船客、四十九、船主、五十、船客、五十一、船主、五十二、船客、五十三、船主、五十四、船客、五十五、船主、五十六、船客、五十七、船主、五十八、船客、五十九、船主、六十、船客、六十一、船主、六十二、船客、六十三、船主、六十四、船客、六十五、船主、六十六、船客、六十七、船主、六十八、船客、六十九、船主、七十、船客、七十一、船主、七十二、船客、七十三、船主、七十四、船客、七十五、船主、七十六、船客、七十七、船主、七十八、船客、七十九、船主、八十、船客、八十一、船主、八十二、船客、八十三、船主、八十四、船客、八十五、船主、八十六、船客、八十七、船主、八十八、船客、八十九、船主、九十、船客、九十一、船主、九十二、船客、九十三、船主、九十四、船客、九十五、船主、九十六、船客、九十七、船主、九十八、船客、九十九、船主、一百、船客、

[illegible][illegible][illegible]

多様な課題を抱える方々への支援

9:15~第6分科会

模範証明の取扱いや口頭指導の進行、分科会指導者の水泳指導問題等、参加者間の話し合いが盛んに行われていた。また、分科会終了後、会場内には、水泳指導者のための研修会や、水泳指導者のための研修会や、水泳指導者のための研修会など、様々な研修会が行われていた。

[illegible]

三條三久 夫人久美子

新刊：南川 入子子
新刊：南川 入子子

[illegible]

私のまぢの生活保護～議題としてのチエックポイント～

1495
 1496
 1497
 1498
 1499
 1500
 1501
 1502
 1503
 1504
 1505
 1506
 1507
 1508
 1509
 1510
 1511
 1512
 1513
 1514
 1515
 1516
 1517
 1518
 1519
 1520
 1521
 1522
 1523
 1524
 1525
 1526
 1527
 1528
 1529
 1530
 1531
 1532
 1533
 1534
 1535
 1536
 1537
 1538
 1539
 1540
 1541
 1542
 1543
 1544
 1545
 1546
 1547
 1548
 1549
 1550
 1551
 1552
 1553
 1554
 1555
 1556
 1557
 1558
 1559
 1560
 1561
 1562
 1563
 1564
 1565
 1566
 1567
 1568
 1569
 1570
 1571
 1572
 1573
 1574
 1575
 1576
 1577
 1578
 1579
 1580
 1581
 1582
 1583
 1584
 1585
 1586
 1587
 1588
 1589
 1590
 1591
 1592
 1593
 1594
 1595
 1596
 1597
 1598
 1599
 1600
 1601
 1602
 1603
 1604
 1605
 1606
 1607
 1608
 1609
 1610
 1611
 1612
 1613
 1614
 1615
 1616
 1617
 1618
 1619
 1620
 1621
 1622
 1623
 1624
 1625
 1626
 1627
 1628
 1629
 1630
 1631
 1632
 1633
 1634
 1635
 1636
 1637
 1638
 1639
 1640
 1641
 1642
 1643
 1644
 1645
 1646
 1647
 1648
 1649
 1650
 1651
 1652
 1653
 1654
 1655
 1656
 1657
 1658
 1659
 1660
 1661
 1662
 1663
 1664
 1665
 1666
 1667
 1668
 1669
 1670
 1671
 1672
 1673
 1674
 1675
 1676
 1677
 1678
 1679
 1680
 1681
 1682
 1683
 1684
 1685
 1686
 1687
 1688
 1689
 1690
 1691
 1692
 1693
 1694
 1695
 1696
 1697
 1698
 1699
 1700
 1701
 1702
 1703
 1704
 1705
 1706
 1707
 1708
 1709
 1710
 1711
 1712
 1713
 1714
 1715
 1716
 1717
 1718
 1719
 1720
 1721
 1722
 1723
 1724
 1725
 1726
 1727
 1728
 1729
 1730
 1731
 1732
 1733
 1734
 1735
 1736
 1737
 1738
 1739
 1740
 1741
 1742
 1743
 1744
 1745
 1746
 1747
 1748
 1749
 1750
 1751
 1752
 1753
 1754
 1755
 1756
 1757
 1758
 1759
 1760
 1761
 1762
 1763
 1764
 1765
 1766
 1767
 1768
 1769
 1770
 1771
 1772
 1773
 1774
 1775
 1776
 1777
 1778
 1779
 1780
 1781
 1782
 1783
 1784
 1785
 1786
 1787
 1788
 1789
 1790
 1791
 1792
 1793
 1794
 1795
 1796
 1797
 1798
 1799
 1800
 1801
 1802
 1803
 1804
 1805
 1806
 1807
 1808
 1809
 1810
 1811
 1812
 1813
 1814
 1815
 1816
 1817
 1818
 1819
 1820
 1821
 1822
 1823
 1824
 1825
 1826
 1827
 1828
 1829
 1830
 1831
 1832
 1833
 1834
 1835
 1836
 1837
 1838
 1839
 1840
 1841
 1842
 1843
 1844
 1845
 1846
 1847
 1848
 1849
 1850
 1851
 1852
 1853
 1854
 1855
 1856
 1857
 1858
 1859
 1860
 1861
 1862
 1863
 1864
 1865
 1866
 1867
 1868
 1869
 1870
 1871
 1872
 1873
 1874
 1875
 1876
 1877
 1878
 1879
 1880
 1881
 1882
 1883
 1884
 1885
 1886
 1887
 1888
 1889
 1890
 1891
 1892
 1893
 1894
 1895
 1896
 1897
 1898
 1899
 1900
 1901
 1902
 1903
 1904
 1905
 1906
 1907
 1908
 1909
 1910
 1911
 1912
 1913
 1914
 1915
 1916
 1917
 1918
 1919
 1920
 1921
 1922
 1923
 1924
 1925
 1926
 1927
 1928
 1929
 1930
 1931
 1932
 1933
 1934
 1935
 1936
 1937
 1938
 1939
 1940
 1941
 1942
 1943
 1944
 1945
 1946
 1947
 1948
 1949

るべきなのは、その**政治的**な面を強調して見せようとする点に在る。この「政治的」なる語は、この書に於いて、**政治的**と**政治**とを区別して用ゐられてゐる。政治は、政治的の目的を以て行はれる行為を指し、政治的は、政治の目的を以て行はれる行為を指す。政治は、政治的の目的を以て行はれる行為を指し、政治的は、政治の目的を以て行はれる行為を指す。政治は、政治的の目的を以て行はれる行為を指し、政治的は、政治の目的を以て行はれる行為を指す。

對印地安人及波多黎各人 國籍法(一)第廿一 凡於國境內居住於國籍法 規定之土地者 均得取得國籍 其取得之條件 則依該法之規定而定

[illegible][illegible]

相の掙を以て、
一、二枚採、再購●
す。長し、開後、片餘、採、廻、回、次、た、し、下、部、邊、に、は、二、枚、採、大、古、古、錢、を、臨、臨、々、採、●
●

○此藥專治
○此藥專治
○此藥專治



出張調査研修報告書

平成30年10月9日

市議会議長様

会派名 日本共産党加古川市議会議員団

出張者氏名 岸本建樹 印

立花俊治 印

高木英里 印

_____ 印

_____ 印

下記のとおり報告します。

日程 平成30年8月24日～平成30年8月25日

視察先 鹿児島市

視察（調査）事項

才10回生活保護問題議員研修会 研修

復命事項（所見及び感想）

別紙

出張に伴う経費の精算

前渡金額

210,540

70,180 円

精算額

211,260

70,420 円

過不足額

720

240 円

※報告者が議員の場合は、出張者氏名欄に記入のこと。
 過不足理由: 当日、台風の影響により、JR西日本が運転見合わせておため、加古川～姫路間（行き）は山陽電車を利用したため。（JR加古川駅～姫路駅 280円、山陽 尾上の松駅～姫路駅 520円の差額 240円が追加となった）×3名分

第10回生活保護問題議員研修会参加報告書

日時 2018年8月24日(金)～25日(土)

場所 鹿児島県市町村自治会館

報告者 岸本建樹

24日

基調報告

生活保護基準の度重なる引き下げとあるべき生活保護制度

花園大学 吉永 純

1 貧困は改善されたか？保護率、捕捉率は？

先進国で最低レベルの「生活保護の貧困」

平成28年度国民生活基礎調査の結果国民の15.6%が貧困で、子どもの貧困率は13.9%となっている。

2012年から2015年にかけて、中高層所得階層が増大したが、相対的貧困層では可処分所得が減少し所得階級間の格差が拡大している。

平成27年(2015)、貧困線(年収)122万円に下がる。

相対的貧困率15.6に上昇

国内の全世帯数(5036万世帯)の内の生活保護世帯数は(163万世帯)

最低生活費以下の世帯数(712万世帯、生活保護対象世帯)

生活保護捕捉率:22.7%

生活保護世帯数(163万世帯)÷最低生活費以下の世帯数(712万世帯、生活保護対象世帯)=22.7%

2 生活扶助費基準、母子加算等の引き下げと問題点

2013年8月生活扶助の引き下げ、平均6.5%最大10% 年670億円

2015年7月住宅扶助引き下げ 年190億円

11月冬季加算引き下げ 年30億円

※受給世帯の67%で減少

2018年度の基準引き下げの内容

1 10月生活扶助、母子加算等引き下げ、1.8%、最大5%

2 子供に関する扶助・加算の見直し 年180億円

① 児童養育加算(学校活動費用)

現、月1万円(3歳未満1.5万円)、中学生まで月1万円を改め、月1万円を高校生までに

② 母子加算

現、月2.1万円(子1人)を改め1.7万円 年20億円

③ 学習支援 クラブ活動費・実費に限定したうえで増額、参考書代は①へ収
入学準備金増額、高校受験料の回数増

3 大学進学者への一時金（自宅生10万円、下宿生30万円）、住宅扶助減額しない。
※受給世帯の67%で減少

3 生活保護法等の改正

2018年10月より保護法の改悪が実施される。

1 医薬品後発薬の利用を原則化、医者が医学的に使って問題ないと判断んすることが条件とするが、生活保護利用者の「選択権」の侵害、今後劣等処遇が進む恐れあり。（財政的節減はわずか。）

参考

（医療扶助の方法）

第三四条 医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができるものと認めたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとする。

2 生活保護受給者の検診データなどを福祉事務所が管理し、生活習慣を指導する仕組みをつくる。

3 法63条変換金の保護費との相殺を可能にする。

参考

（費用返還義務）

第六三条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない

4 社会福祉法改正案

(同法新68条の2から68条の6) 無料定額宿泊所を事前届け制とし、防火体制等の最低基準を整備。劣悪な宿泊所へは改善命令を出せるようにする。(20年4月) 問題点として、①居宅保護の原則の形骸化、②「単独での居住が困難な受給者」の判断はケースワーカー任せ。③国土交通省の住宅政策との連携を深め、ハウジングファーストを実現すること。

「住居施設」は住居なのか「施設なのか」

5 児童扶養手当の法改正案

児童扶養手当の支払い回数を年3回から奇数月の念6回に変更(2019年9月)

おわりに

1 放置できない格差貧困の存在が明らかになり、重要な政策課題となった。多様な豊かな実践が広がってきた一方、財政的な強固な縛りの根強さ、「わが子と丸ごと」路線では、生活費と医療、介護費用の保護は困難「死の格差」を生む。

2 子どもの生活底上げ法案が野党統一案で国会へ

3 自治体の取り組み小田原市、堺市(保護のしおり、中高生向け未来応援book)

4 「健康で文化的な最低限度の生活」コミック50万部広がり、ドラマ化

5 引き下げ違憲訴訟1000人原告、300人の弁護団

特別報告(資料無し)

「身寄り」問題の解決に挑む

NPO法人つながる鹿児島ゆくさ(ようこそ)の会

地域でつながりのない人が集まって交流を行うことを目的にして活動を行う。

1月雑煮会、8月花火大会など行事をお紺なう。

各人がつながるファイルを作成、自身の詳細と自分が将来願うこと(死後の問題等)

一人ぼっちの不安が消える。

繋がる方法として、ラインを使って、5人でグループを組む。一人が4人に毎日ラインで話す。返信が無ければ確認する。この活動を繰り返すことで互いにつながり励ましあうことができる。

各人が一人ぼっちでないことの喜びを感じることが出来る。鹿児島で運動を展開。

分科会

生活を困難にする滞納処分の問題点について

1960年（昭和35年）に施行された高勢徴収法は明治30年に制定された急徴収法の影響を残すものとなった。

「国税徴収法精解」第19改訂版（昭和35年）我妻栄著書では、租税債権もし再建と同一の原理に従うものとするのが望ましい。

「新国税徴収法の認める租税債権の優先的効力もその徴収に当たって用いる強制力も、その運用をきわめて慎重にすべきことが諒解されているということである。」

「租税債権については、徴税当局の認定と裁量に委かされている幅が相当に広い。」優先的効力の主張も強制力の実施も真に止むをえない場合の最後の手段としてはこれを是認せざるを得ない。したがって徴税当局がこれらの制度を運用に当たっては慎重の上にも慎重を期することが、当然の前提として諒解されている。

滞納取り立てについて、現在各地で行われているやり方は、財産のみに着目して差し押さえをすることが一般的となっている。

納税者の個々の実情に即した処理を行う必要がある。

滞納整理当たっては、画一的な取り扱いをすることなく、納税者の個別的、具体的な実情に即し適切に対応する必要がある。

納税者から滞納となっている国税を直ちに納付することが困難である旨の申し出があった場合には、納税者の視点に立って、その申し出の内容を十分に聴取し納税についての誠実な意思を有していると認められる場合などについては、換価の猶予等の活用を図るよう配意する。

生存権はなぜ生まれ、なにを保障しているのか。

私のまちの生活保護～議員としてのチェックポイント、今こそ生きる権利の確立を。

研修に参加して

全国から生活保護について問題を抱える議員が約200人集まった。所属する政党は違っても生活保護に対する問題を抱えている。

生活保護基準の引き下げが10月1日からおこなわれる。

生活基準のあらゆるところに影響することになります。憲法で保障する最低の基準を引き上げてこそ国民全体の生活水準を持ち上げることが出来ると考えます。

滋賀県野洲市の対応が話題に出た。滞納した市民にどのように対応するのか。市長自ら「滞納して頂いて有難う」の言葉が出る。なぜなら、その市民は今問題を抱えている。早期に滞納の状況を掴めば、今後滞納が大きくなりえない間に市として

抱えている。早期に滞納の状況を掴めば、今後滞納が大きくなる前に市として対策が出来るとしています。

何が滞納の原因を作っているのか調べる、処置する。重症患者になる前に早期に手当を行う。市民を大切にずる政策が行われています。

「野洲市債権管理条例」が市民生活を支援してるのではないのでしょうか。

加古川市に於いても生活困窮者に対する政策の改善が必要と考えます。 以上

第 10 回生活保護問題議員研修会参加報告書

日時 2018 年 8 月 24 日（金）～25 日（土）

場所 鹿児島県市町村自治会館

報告者 立花俊治

25 日 分科会

立花出席分 第一分科会：生活保護何でも Q&A

元神戸市職員 ケースワーカー 嘴本 郁

元東京都世田谷区職員 ケースワーカー 田中英信

弁護士 森 弘

の 3 氏から生活保護で良く問題になっている事案を紹介しながら市会議員として知ってほしい事項について解説付きの報告が行われました。

元神戸市職員 ケースワーカー 嘴本 郁氏の講演から

- 1 ページ 51 では、生活保護受給者の現状について、捕捉率という概念について説明。
122 万円以下の者が分母で生活保護を受けている者の％。
日本は高く見積もっても 20％まで、先進ヨーロッパは 60～90％台。
日本では水際作戦がとられており、受けにくい、生活保護を受けることに対する躊躇がある。
- 2 4つの原理と 4つの原則
 - ① 国家責任 憲法 25 条による最低限の生活保障、朝日訴訟により定式化。生活保護法第 1 条。
 - ② 保護請求権は無差別に平等。生活保護法第 2 条。＝貧困に至った理由は一切問わない。ギャンブルですつてもまず保護。
 - ③ 健康で文化的な最低保障。生活保護法第 3 条。
 - ④ 申請主義。生活保護法第 7 条。
 - ⑤ 基準及び程度の原則。生活保護法第 8 条。
 - ⑥ 必要即報の原則。生活保護法第 9 条。
 - ⑦ 世帯単位の原則。生活保護法第 10 条。同一の住居に居住、生計を一にしている者。

3 課長通知 9条の2

扶養義務者と相談してからでない申請は受け付けられないという案件をよく聞くがそんなことはない。

4 扶助の種類は8

- ① 葬祭
- ② 正業
- ③ 出産
- ④ 医療
- ⑤ 介護
- ⑥ 教育
- ⑦ 住宅
- ⑧ 生活

5 生活扶助基準額の例はネットに厚生労働省のエクセルがあるので参照されたい。

6 生活保護を受けたい意思を明らかにすれば、受理は羁束されている。厚生労働省は面接記録表に必ず確認することを義務付けている。14日以内に決定通知が羁束されている。調査30日ルールあり。

7 申請時の注意事項

- ① 預金・生命保険等資産の確認。
- ② 国民健康保険からの脱退。
- ③ 手持ち金は最低生活費の半分保有可能。

元東京都世田谷区職員 ケースワーカー 田中英信氏の講演から

- 1 2018年度から進学準備給付金の新設されている。高校生・大学生のケースを紹介。アルバイト収入をどのように考えるか、ページ59～60.
- 2 資産運用 事業用の車や仏壇は 処分しなくてもよい。次官通知第3 局長通知第3 ページ61.

- 3 豪邸でなければ持ち家 OK。局長通知 3-2-(1)。ローン付き住宅は返済不能であきらめざるを得ない。
- 4 自動車については原則認めないとされているが、通院通所は可能。
- ① 事業用品
 - ② 通勤用
 - ③ 障がい者の通院・通所
 - ④ 公共交通極めて困難
 - ⑤ 公共交通極めて困難地域への通勤
 - ⑥ 深夜業務従事
 - ⑦ 保育所送迎
 - ⑧ 概ね 1 年以内に就労の可能性
- 等々、可能な例あり、要検討。
- 5 生命保険の取り扱いは、解約金が最低生活保護の 1/3 以下、保険料最低生活費の 10%。

弁護士 森 弘氏の講演から

- 1 相談の際の聴取事項
- ① 保護利用の有無
 - ② 氏名
 - ③ 生年月日 年金受給権 稼働能力
 - ④ 年齢
 - ⑤ 現在の住所
 - ⑥ 外国人在留資格
 - ⑦ 本人の収入状況
 - ⑧ 住居の区分 持ち家 借家 と家賃
 - ⑨ 世帯構成と収入 保護基準の計算に必須。
 - ⑩ 扶養義務者の状況 両親 配偶者 子ども 兄弟姉妹
 - ⑪ 資産状況 手持ち金 現金 預金 生命保険 学資保険 不動産 自動車 自動二輪 その他の資産
 - ⑫ 借金・負債の状況
 - ⑬ 健康状態 緊急性の判断

2 申請は要式行為ではない。 意思のみ。居住している福祉事務所 局長通知 9 - 1

3 持参書類

- ① 賃貸借契約書
- ② 預貯金通帳
- ③ 健康保険証
- ④ 介護保険関係 保険証 保険料の通知
- ⑤ 過去 3 か月分の給与明細書 無職であれば求職受付票 診断書
- ⑥ 生命保険証書
- ⑦ 老齢年金関係書類 証書 振込通知書 預貯金通帳など
- ⑧ 手当関係書類
- ⑨ 公共料金 電気 ガス 水道 電話の領収書
- ⑩ 所有不動産関係書類 登記済証 登記簿謄本
- ⑪ 認印

考察

今回の研修での学んだキーワードは生活保護申請時の水際作戦と捕捉率、そして、滋賀県野洲市のように総合窓口を設けて、市の課長が「生活保護申請していただいております」といっているそうですが、こうしたスタンスに行政が立てるかかどうかということでした

具体的なメルクマールについて3つの要素について触れて考察といたします。

第1に、捕捉率についてですが、加古川市の捕捉率は理事者サイドからのデータ発表は確認されていません。調査をして社会保障を掛け声だけでなく実態を明らかにすることが大切だと思いました。厚生労働省は生活保護が必要な世帯は約705万世帯で20%程度としています。

日本弁護士連合会が各国の似た制度を調べたところ、フランスは90%、英国が87%、ドイツが85~90%などと高かった。吉永・花園大教授は「生活保護の捕捉率を調査を公表することは生活保護の要件緩和や運用の改善につながる」と指摘しており、経済大国日本としては考え直す必要があると思いました。

第2に、外車に乗ったり、パチンコで遊んでいる人がいるとして小野市が摘発を目的にした条例を制定しましたが、通報は2件ぐらいだったと聞いています。現在、政府から公表されているデータでは、生活保護費総額3.3兆円のうち、不正受給額は約130億円、率にして0.4%とされています。この0.4%は表現されず、残りの99.6%の受給者が非難されていますが、不正受給に対しては返還要求をすればよいと思います。こうした世論誘導が私の耳にもかまびすしく聞こえてきますが本当に困っている人が申請しやすくするように加古川市の行政としても申請環境を整えることが大切と思いました。

第3に、働けるのに働かないという追い打ちをかける世論もありますが、高齢者・障害者・傷病者は「働けない」と推定されるとして、割合を算出すると政府のデータで75%、4分の3が働けない世帯と推定されるとしています。少なくとも「働こうともしない人が9割くらい」はためにする世論誘導と思いました。

第10回生活保護議員研修会

“敬天愛人”のまち鹿児島から生活保護を考える

今こそ問われる、地方行政のあり方

報告 高木英里

日時 2018年8月24日（金）～25日（土）

場所 鹿児島県市町村自治会館

主催 生活保護問題対策全国会議・全国公的扶助研究会

8月25日

第4分科会 実践！居住支援 ～各地の居住支援協議会、民間団体の取り組み～

住まいサポートふくおか 福岡市居住支援協議会の取り組みから

○福岡市の世帯の推移

2015年～2020年の間に単身世帯と複数世帯の数が逆転する。単身世帯率が50%を超えてきている現状。年代は65歳以上の単身者の増加。

○住居の状況と特徴

福岡市の住宅総数は85万4千戸、空き家率は全国平均をやや下回って12.2%。

共同住宅率が全国平均42.4%に比べて77.6%と非常に高く、政令都市の中では最もアパートやマンションが多い特徴を持つ。また、借家率も61.0%と同様。しかし、○高齢者の住まいの状況とアンケートから

平成23年度に実施した福岡市の民間賃貸住宅事業者に対するアンケートでは77%の事業者が「高齢者に入居を断ったことがある」と8割が回答しており「高齢者は孤独死のリスクが高い」という理由をあげている。

「保証人がいない場合」「金銭的な保障及び緊急時の連絡先の確保と対応が得られない」という理由が多かった。

○住まいサポートふくおかの誕生

逆にいえば「金銭の保障」「緊急時の対応」ができれば入居を断らないのではないかと

「保証人の確保」「緊急時の対応」ができない高齢者を支援するため、福岡市の社協にコーディネーターを配置し、不動産会社や生活支援活動をおこなう団体に登録をしてもらってプラットフォームを構築していく。

はじめは国土交通省のモデル事業で進められたが、現在は福岡市居住支援協議会が引き継いで事業展開している。

○住まいサポートふくおかの事業内容

コーディネーター、協力店、生活支援団体の連携が重要な役割を果たしている。

コーディネーターとは、市の社協職員が、利用者である高齢者と住居を提供する協力店、生活支援団体のつなぎ役、必要な調整をおこない入居を支援する。

協力店とは、高齢者の入居について家主からの協力を得て住宅を紹介する不動産事業者。管理会社が入居を認めても最終的にオーナーが認めなければ入居できないため、不動産事業者が説得をする役割もある。

支援団体とは、生活支援をおこなう NPO 法人や民間、社協などさまざまな団体に参加してもらうプラットフォーム。

○事業のながれ

まず、入居を希望している高齢者の相談を社協が受け、社協職員が聞き取りを行う（年金、家族関係、健康状態、介護の有無など）

聞き取り内容により、プラットフォームから必要な生活支援サービスの調整をおこなう。

例えば、孤独死を懸念する大家を説得するために見守りサービスは必須である。民間企業のセンサーを使った見守り商品や、町内会、民生委員等の見守りの調整をおこなう。

また、身寄りがまったくなく、死後誰もいない場合は「死後事務制度」で委任契約をおこなう。「死後事務制度」とは、利用者が死後、家財処分、賃貸借契約の解除、葬儀納骨を社協が第 3 者としておこなうことができる契約。家財処分を行う業者、葬儀会社にもプラットフォームに参加してもらっている。

また、権利擁護の点からも認知症の方には成年後見制度で社協が法人として財産管理や家賃等対応する。

生活支援サービスをおこなうことによって家主が安心して入居を了解してもらい、高齢者の入居を進めていく。

○入居者数

平成 26 年 10 から開始し約 3 年間に 177 件の入居が実現。

○社協と不動産事業者の連携

はじめは、社協は福祉を専門としているが住居のことは全く分からず、不動産事業者も福祉は全く分からない状況からスタートしたので、お互いの理解不足により、ミスマッチが多発し入居成約率が 8% と低くなってしまった。現在は信頼関係を築くことにより 2 人に 1 人は入居が実現している。

○サービス利用の状況

見守り、家財処分業者が引越しの手伝いやごみの処分、死後事務契約などが多い。

○協力店の件数

平成 30 年 3 月時点で 39 社、8 月時点では 42 社と徐々に増えている。

CM のあるような大手ではなく、地域密着の事業者が特徴で、地域や社会貢献の意味でも参加している。福岡市全域で確保できる物件数が十分には足りていないことが課題のひとつ。

○生活支援サービスの広がり 社協に寄せられる相談から

買い物支援バスの運行

現在、葬儀社が実施する買い物支援サービスが注目されている。

「地域の葬儀社が地域貢献をしたいが何をすればよいかわからない」という相談が社協に寄せられる。話し合いの中で、葬儀社が持っている資源としてマイクロバスなどの車両があることに気づき、友引の日にはほとんど動かない車両を活用し、丘陵地域に住む高齢者をスーパーまで送迎するサービスを始める。利用者からは「ひとりで買い物に行くよりも楽しい」「重いものでも買いやすい」との声が寄せられ、ぜひ定期運行してほしいという地域の要望から、現在10か所以上、葬儀社が5社参加とサービスが広がっている。

○プラットフォーム連絡会議

14の支援団体が定期的におこなっている会議。ここで情報共有しながら利用者へのサービス支援の微調整をおこなっている。

○よせられる相談内容

家族からのDVが原因で逃げ出したい。

認知症や精神病からくる被害妄想など

初期費用がない、家賃が払えないなどの貧困問題

入居したい相談から入居後においても相談が寄せられている。

さまざまな相談がコーディネーターに寄せられるため、入居支援というよりソーシャルワーク、ケースワーカーの側面が強くなっている。対応にはプラットフォームで連携する。

まとめ

国土交通省のモデル事業として始まったことから、事業予算などもある程度勘案されていることを差し引いても、この事業をおこなおうとする福岡市社協が果たす役割がかなり大きいものであったことを感じる。この報告書にある事業だけでなく、分科会ではもっと多くの事業や各団体の取り組みも紹介され、細部に至って本当に試行錯誤しながら、しかし、熱意をもって取り組まれていた。社協はもちろん、NPO、民間、町内会などの連携をどのようにしていくかが一番重要で、困難であったかと思う。

高齢者に限らず、住居問題は、公共住宅の充実がまず必要と考えるが、住まいサポートふくおかのような取り組みも重要と考える。特に地域の葬儀社がおこなっている買い物支援バスなどは非常に興味深く、参考になるのではないと感じた。

以上

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票				経理番号
				2
会 派 名	日本共産党加古川市議会議員団	年 度	平成 30 年度	
項 目	広報費	金 額	¥ 15,444 円	
内 容	加古川市議会報告 2018年度分 1500枚			
支 払 先	文学堂	支払年月日	平成30年 9月14日	
備 考				

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
30-09-14		A93140011
取扱店		
払込口座		
払込金額	*15,444	料金 *0
口座番号 支店番号 文 学 堂 平 百 十 万 千 百 十 円 ￥ 15444 日本共済銀行 瑞会証券店 機		振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)
入金額	*15,500	
おつり	*56	

ゆうちょ口座間送金は10月1日から月2回目以降、料金がかかります。

納税申告紙印
町趣につき
済認承署務税

合 計 請 求 書

日本共産党加古川市会議員団 様

平成 30 年 8 月 20 日

下記の通り御請求申し上げます。

税込合計金額 ￥15,444 -

摘 要	金 額	備 考
前回請求残高	0	
別紙請求書(税込・税抜) 1枚	14,300	
消費税等額 (税率8.0%)	1,144	
当月請求額	15,444	

宣伝資材・各種印刷・OA機器

文 学 堂

〒654-0076 神戸市須磨区一ノ谷町2丁目8-7

TEL 078-733-3594 FAX 078-733-3597

Mail

取引銀行:

銀行

支店

文学堂 中川良子

納 品 書

No. 100025794 - 1

日本共産党加古川市会議員団 様

平成 30 年 8 月 11 日

下記の通り納品致します。

商 品 名	数 量	単 価	金 額	備 考
議会報告A 4, 1/1, なす紺	1,500 枚	0	14,300	

宣伝資材・各種印刷・OA機器

文 学 堂

〒654-0076 神戸市須磨区一ノ谷町2丁目8-7

TEL 078-733-3594 FAX 078-733-3597

Mail:

合 計

¥14,300

日本共産党加古川市議会議員団結成

各委員会の役職決まる

加古川市議会は7月25日から新しい議会となり、26日から30日まで平成30年度第3回加古川市議会が開催されました。この議会は新たに議長・副議長、各常任委員会などの役職を決定するものです。

日本共産党の 岸本たてき、高木えり、立花しゅんじ の3人の議員の新たな役職が決定しました。

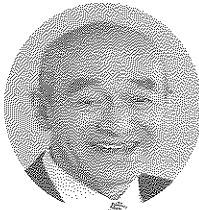
総務教育、福祉環境、建設経済のすべての常任委員会に入ることが出来ました。また、議会外役員に岸本・高木議員が入りました。皆様の願いが実現できるよう頑張ります。



岸本たてき 議席番号1 総務教育常任委員
東播磨農業共済組合議会議員

担当部署

秘書室、企画部、総務部、税務部、会計室、消防本部、選挙管理委員会、公平委員会 監査委員及び教育委員会



立花しゅんじ 議席番号2 建設経済常任員

担当部署

協働推進部、産業経済部、建設部、都市計画部、上下水道局及び農業委員会



高木 えり 議席番号15 福祉環境常任委員
青少年問題協議会委員

担当部署

市民部、環境部、福祉部及びこども部

平成30年第3回市議会（臨時会）提出議案

条例案件	2件	加古川市医療助成に関する条例一部改正等
契約案件	2件	野口小学校・氷丘南小学校児童クラブ整備工事契約
報告案件	8件	専決処分の報告等
人事案件	3件	加古川市監査委員選任につき同意等

加古川市議会報告 2018年夏号

発行

日本共産党加古川市議会議員団
加古川市議会事務局
加古川市加古川町北在家2000
TEL 079-427-9303

平荘湖アクア交流館 平成30年度末で廃止？

7月27日に急遽開かれた総務教育常任委員会で、「平荘湖アクア交流館の今後の方向性について」と題して理事者から説明がありました。

市の説明では、平成21年に県から移譲された施設で、平成29年度の利用者数は82,529人。市は指定管理委託で年間6,000万円を支出している。県からの運営交付金、年間2300万円が平成31年度から無くなる。また施設維持管理に、総務省の示す更新単価で算出すると7億6000万円、とさらに多くの費用が必要と見込。利用者の負担が一人当たり700円から2200円へと見込んでいる。今後の財政負担を考え近隣市や民間プールへ利用先を変えるなどして、年度末廃止を明らかにしました。

市民の声を聴きましょう

施設更新に7億6千万とありますが、正式な見積が必要で。

例えば、10年間で更新区切りとした場合では、利用者数は80万人となり、一人当たり950円程度です。この金額は過大でしょうか。

存続で健康増進など、市民の活躍を促進できることとなり、結果的に医療費削減につながるでしょう。

そして市民の生きがい作りに効果があります。

市内に公認プールが無くなり、市民は他市の施設を使うこととなります。中学校や高校のクラブ活動もできなくなることは重大です。

「公営で運営し、現在の形で継続、存続してほしい」と多くの市民の声があります。公共事業で行うことの意義は大きいです。

ウェルネス都市を標榜する加古川市が、廃止や民間に移譲等を行うことには問題があるのではないのでしょうか。

市民の皆さんと意見交換を行い、市民生活を第一に考えるということが必要ではないのでしょうか。



平荘湖アクア交流館全景

2018年(平成30年)7月28日

スポーツ施設「平荘湖アクア交流館」

来年3月末に閉館

加古川市 財政負担大きく

加古川市は27日、将来の

営業継続が不透明になっていた市立スポーツ施設「平荘湖アクア交流館」(同市平荘町里)を、来年3月末で閉館する方針を明らかにした。施設内の屋内プールを中心に年間8万人超が利用。水泳教室のほか、市内唯一の日本水泳連盟公認コースを使用する中高生の水泳大会なども開催場所の變更を迫られることになった。同日にあった市議会常任委員会でも説明があった。これまで市は大規模改修が必要との考えを示し、存続については判断を保留。市民からの問い合わせが多く寄せられたため、前倒しで方針を打ち出した。同施設は1982年に開館し、2009年に県から市に譲渡された。現在は老朽化が著しく、市は改修工

事に約7億6千万円以上の費用を見込む。市行政管理局は、閉館の理由として財政負担の大きさを挙げ、「ある程度代わりを利用できる施設も近隣地域にある」とする。

同施設では加古川、高砂両市の中学総体の水泳競技が開催されるほか、加古川中部中学校の水泳部が冬などに練習で使用。障害者の水泳教室なども開かれていた。市は、市内他のスポーツ関連施設については本年度中に統廃合の方針を示している。

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			3
会 派 名	日本共産党加古川市議会議員団	年 度	平成 30 年度
項 目	広聴費	金 額	¥ 12,312 円
内 容	2019年度 加古川市予算要望会案内に伴う		
支 払 先	文学堂	支払年月日	平成 30 年 9 月 14 日
備 考			

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

ご利用明細票

お取扱日	店 番	取扱番号								
30-09-14		A93140010								
取扱店										
払込口座										
払込金額	*12,312	料金 *0								
<table border="1"> <tr> <td>口座振替</td> <td>振替受付票</td> </tr> <tr> <td>文学堂</td> <td>払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。</td> </tr> <tr> <td>日本共産党加古川市議会議員団</td> <td>料金には、消費税等が含まれています。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(ゆうちょ銀行)</td> </tr> </table>			口座振替	振替受付票	文学堂	払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。	日本共産党加古川市議会議員団	料金には、消費税等が含まれています。		(ゆうちょ銀行)
口座振替	振替受付票									
文学堂	払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。									
日本共産党加古川市議会議員団	料金には、消費税等が含まれています。									
	(ゆうちょ銀行)									
入金額	*20,000									
おつり	*7,688									
ゆうちょ口座間送金は10月1日から月2回目以降、料金がかかります。										

印紙税申告納付につき趣町税務署承認済

Li HISAO (BP2053)

様

宣傳資材・各種印刷・OA機器

〒654-0076 神戸市須磨区一ノ谷町2丁目8-7

Ma i l

取引銀行：

銀行

支店

文学堂 中川良子

税込合計金額

¥ 12,312 -

No. 1

宣傳資材・各種印刷・OA機器

様

平成 30 年 8 月 1 日

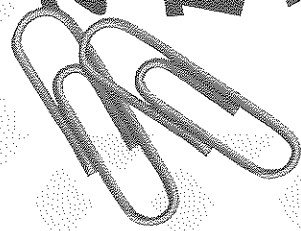
〒654-0076 神戸市須磨区一ノ谷町2丁目8-7

TEL 078-733-3594 FAX 078-733-3597

Mail:

下記の通り納品致します。

商	品	名	数	量	単	価	金	額	備	考
チラシ印刷	A4		1,500	枚	0		11,400			
						合 計	¥11,400			

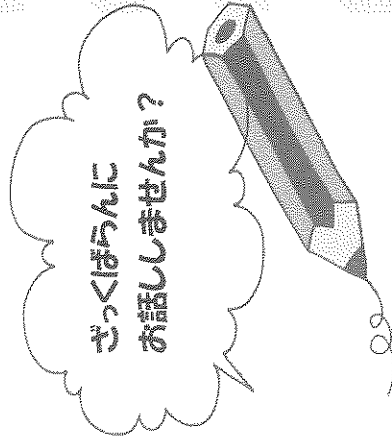


2019年度 日本共産党加古川市議会議員団

加古川市予算要望懇談会

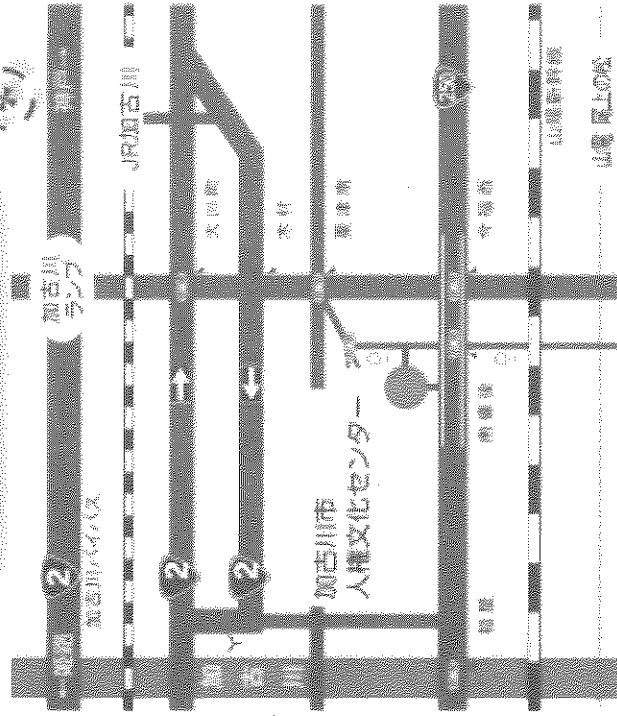
と き 8月18日(土) 午後2時より

ところ 人権文化センター研修室2



ざっくばらんに
お話しませんか？

アクセスマップ



住民のみなさんから多くのご意見やご要望をお聞きして
2019年度予算へつなげていきたいと考えています。
暑いなかですが、多くの方のご来場をお待ちしております。

発行 2018年8月 加古川市加古川町北在家2000

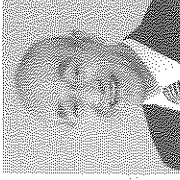
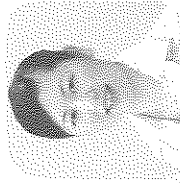
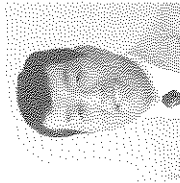
TEL 079-427-9303 (加古川市議会事務局)

日本共産党加古川市議会議員団

岸本たてき

高木えい

立花俊治



代 表 者	経理責任者
	



支 払 伝 票			経理番号
			4
会 派 名	日本共産党加古川市議会議員団	年 度	平成 30 年度
項 目	資料購入費	金 額	907 円
内 容	「総介護社会」小竹雅子		
支 払 先	紀伊國屋書店 加古川店	支払年月日	平成 30 年 8 月 3 日
備 考			

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

領 収 証

高木 元子

様

¥907-

¥67)

(内 消費税等
但し ☒ 書籍代として

☐ 「総介護社会」

上記金額正に領収致しました

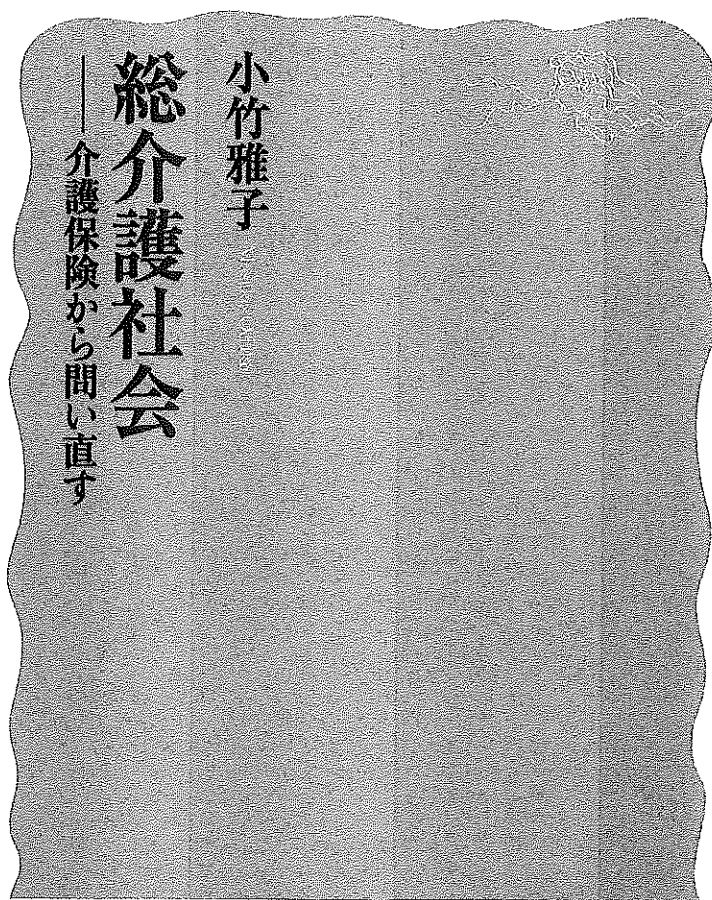
株式会社 紀伊國屋書店 加古川店
TEL 079-427-3311 担当者

0642号
2018年08月03日
— 内 訳 —

現金

¥907

総介護社会 小竹雅子



岩波新書創刊80年



1731

だれもが介護される、
介護をする時代——

そこで、

いま、

何が起こって

いるのか

最新の
介護保険
制度も解説

岩波新書
創刊 80th

定価(本体 840 円+税)

日本には、新書がある。

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票				経理番号
				5
会 派 名	日本共産党加古川市議会議員団	年 度	平成 30 年度	
項 目	資料購入費	金 額	1,000 円	
内 容	「生活保護から生活保障法へ」書籍			
支 払 先	明石書店	支払年月日	平成30年 8 月 25 日	
備 考	当日はサードで1000円でした。			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）				

領 収 証

高木 英里 様 2018年 8 月 25 日

★ 1,000

但 書 品 代 「生活保護法から
生活保障法へ」
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-1048

株式会社 明 石 書 店

〒101-0021 東京都千代田区外神田6-9

電 話 03-5818-1171(代)

F A X 03-5818-1174



9784750347165



1920036012008

ISBN978-4-7503-4716-5

C0036 ¥1200E

定価(本体1,200円+税)

これがホントの生活保護改革
「生活保護法」から「生活保障法」へ

これがホントの生活保護改革

「生活保護法」 から 「生活保障法」 へ

生活保護問題対策全国会議



【けた本書の提案】
「生活保障法」へ
変わる

【を尊重して国会が定める
を確保する】

生活保護問題対策全国会議 ◆ 田

相次ぐ生活保護費の引き下げ

真の生活保護改革を提案

主要7か国の制度を徹底比

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票				経理番号
				6
会 派 名	日本共産党加古川市議会議員団	年 度	平成 30 年度	
項 目	資料購入費	金 額	¥ 2,200 円	
内 容	書籍代「あきらみないで」役所からの差押え 「内閣官房長官の裏金」			
支 払 先	全口公的扶助研究会	支払年月日	平成 30 年 8 月 25 日	
備 考				
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）				

2018年 8月 25日

領 収 書

加古川市議会

岸本 建樹 様

¥ 2200 -

ただし 書籍代 「あまめばい」役70%の差押えとして
「内閣官房長官の裏金」

全国公的扶助研究会
会 長 吉永 純



全国公的扶助研究会 事務局

東京都千代田区富士見 1-2-32 東京ルーテルセンタービル 202 号 萌文社内

FAX 050-37302116

e-mail

ISBN978-4-88900-941-5
C0032 ¥1000E



9784889009415



1920032010008



日本機関紙出版センター

定価(本体1000円+税)

おちいぬなうで！ 役所からの差押え

Q & A で考える対処法

大阪府保協・滞納処分対策委員会／編

寺内 厚子
牧 啓大
牧 啓 彰
楠 晋二

ISBN978-4-88900-963-7
C0031 ¥1200E

定価(本体1200円+税)

日本機関紙出版センター



97848890009637



1920031012003

富貴の秘訣

上巻

収支推定表	
前年度	31,000,000円
加増・減額	0円
現在年度	31,000,000円
現在年度	50,000,000円
全年度	81,000,000円

平成24年12月28日

印刷所 印刷所

印刷所 印刷所

印刷所 印刷所

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票	経理番号
	7

会 派 名	日本共産党加古川市議会議員団	年 度	平成 30 年度
項 目	資料購入費	金 額	¥ 1,000 円
内 容	本代「生活保護法から生活保障法」へ		
支 払 先	(株) 明石書店	支払年月日	平成 30 年 8 月 25 日
備 考	当日、サービスで 1000円に付いています。		

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

領 収 証

加古川市議会 様 2018年 8 月 25 日
岸本建樹

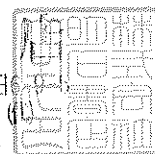
★ ¥ 1,000

但 明石書店 「生活保護法から生活保障法」へ
上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

株式会社 明石書店

〒101-0021 東京都千代田区外神田
電 話 03 - 5818 - 1171 (代)
FAX 03 - 5818 - 1174



章
るぐ生活保護基準引き下げと法「改正」

2章
ちの生活保護法・実施要領改正提案

3章
裁でできる運動の提案

4章
諸外国の公的扶助・社会扶助
日本/ドイツ/フランス/スウェーデン/
イギリス/アメリカ/韓国

真の生活保護改革へ向けた本書の提案】

1. 名称を「生活保護法」から「生活保障法」へ
2. 「捕捉率」の調査・向上義務を定める
3. 広報義務・教示義務を定める
1. 扶養義務を限定する
2. 生活保護基準は専門機関の意見を尊重して国会が定める
3. ケースワーカーの人員と専門性を確保する

これがホントの生活保護改革
生活保護問題対策全国会議



9784750347165



1920036012008

ISBN978-4-7503-4716-5

C0036 ¥1200E

定価(本体1,200円+税)

「生活保護法」

から

「生活保障法」へ

生活保護問題対策全国会議

相次ぐ生活保護費の引き下げを検証

真の生活保護改革を提案

主要7か国の制度を徹底比較

生活保護問題対策全国会議 ◆ 明石 豊

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			8
会 派 名	日本共産党加古川市議会議員団	年 度	平成 30 年度
項 目	資料購入費	金 額	¥1,500 円
内 容	書籍代「ジャンパー事件から考える」		
支 払 先	全口公的扶助研究会	支払年月日	平成 30 年 8 月 25 日
備 考			

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

2018年 8月25日

領 収 書

岸本建樹 様

¥ 1500.-

ただし書籍代「少年事件から考える」として

全国公的扶助研究会
会 長 吉永 純



全国公的扶助研究会 事務局

東京都千代田区富士見 1-2-32 東京ルーテルセンタービル 202 号 萌文社内

FAX 050-37302116

e-mail



生活保護なめんな
ジャンパー事件
から考える

絶望から
生まれつつある
希望

- めに「生活保護なめんな」ジャンパー事件をどう見るか
- ジャンパー事件の背景、その後の経緯、そして改善への課題
- 改善された小田原市「生活保護のしおり」
- 全国の「見えないジャンパー」問題を解決するために
- 小田原市「生活保護行政のあり方検討会報告書」を片手に、利用者と「ともに命を輝かす」ケースワークに

商

「生活保護なめんな」ジャンパー事件をどう見るか

書「はじめに」より

本書の各章で示される事件の経過、そして、示された教訓と提案を、この社会保障のあり方を考え、検討し、実行していく新たな「はじめ」を考え、「小田原市」から出発した希望のモデル」をみんなで作るために、是非とも本書を活用していただきたいと思います。



9784871541527



1923036015000

ISBN978-4-87154-152-7

C3036 ¥1500E

定価 本体1500円 + 税

あけび書房

生活保護なめんな
ジャンパー事件
から考える

絶望から生まれつつある希望

生活保護問題対策全国会議

あけび

生活保護なめんな
ジャンパー事件
から考える

生活保護問題対策全国会議 [編]
尾藤真喜 小久保哲郎 田川英信 藤沢貴治 渡辺 潤
橋本真希子 西田真季子 稲葉 剛 雨宮処凛 吉永 純
(総編集)

絶望から
生まれつつある
希望

小田原市で発覚した衝撃の事件……。問題の核心はなにか？
全国の福祉現場に「見えないジャンパー」は蔓延していないか！？
事件を契機に生活保護行政の
改善の道筋を考える

その後、小田原市では
画期的な検証作業により、生活保護行政が
大きく改善されようとしている。

改善の詳細を
知る

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			9
会 派 名	日本共産党加古川市議会議員団	年 度	平成 30 年度
項 目	資料購入費	金 額	¥ 700 円
内 容	「区画・再開発通信」 2018年 8月分		
支 払 先	区画整理・再開発対策全国連絡会	支払年月日	平成 30 年 8 月 30 日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

岸本建樹 様 675-8501 領 収 証 2018 年 8 月 30 日 ¥ 700 -	
但し「区画・再開発通信」2018年8月分 郵便振替 上記正に領収いたしました。 特定非営利活動法人 区画整理・再開発対策全国連絡会議 〒162-8512新宿区矢来町矢来ビル4F 電話03-5261-4031 FAX03-5261-4032 	

きいとい

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			10
会 派 名	日本共産党加古川市議会議員団	年 度	平成 30 年度
項 目	資料購入費	金 額	¥ 4,000 円
内 容	商工新聞(8月~3月まで)		
支 払 先	加古川・加古民主商工会	支払年月日	平成30年 9月 3日
備 考			

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

領 収 証	
2018年 8月分~3月分 ²⁰¹⁹	
岸 本 建 樹 様	
(内訳) 会費 月分 共済 月分 迎入部費 青年部費 行政組合 点検費	商工新聞(8月分~3月分)4,000 支部会費 副支部費 本部会費 月 本部共済 月 ¥4,000 円
2018年 9月 3日	
加古川・加古民主商工会	
〒670-0017 加古川市箕白町白野1207 TEL 079(424)1752(代) FAX 079(424)1512(代)	

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号 11
会 派 名	日本共産党加古川市議会議員団	年 度	平成 30 年度
項 目	資料購入費	金 額	¥ 8,480 円
内 容	「区画再開発通信」 2018年9月～2019年8月まで		
支 払 先	区画整理再開発対策金口座総合協議会	支払年月日	平成30年 9 月 14 日
備 考			

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

ご利用明細票

お取扱日	店 番	取扱番号
30-09-14		A93140014
取扱店		
払込口座		
払込金額	*8,400	料金 *80
区画整理・再開発対策金口座総合協議会 〒100-0001 東京都千代田区千代田 代表者 岸本 隆樹 様 （代表者） 日 印 振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。（ゆうちょ銀行）		
入金額	*10,000	
おつり	*1,520	
ゆうちょ口座間送金は10月1日から月2回目以降、料金がかかります。		

印紙税申告納付につき趣町
税務署承認済

2018年9月1日

675-8501

岸本建樹 様

請 求 書

先にご納入いただきました会費・誌代がなくなりました。下記のとおりご送金をお願いいたします。

なお当連絡会議の会費・誌代は「前納制を原則」としてお願いしておりますが、「退会・中止なさる場合」はファックス、メール、ハガキ、その他などで必ずご連絡をお願いいたします。

2018 年 9 月分より 1 年分＝¥ 8400 円

特定非営利活動法人

めざせ！ 住民主権のまちづくり

区画整理・再開発対策全国連絡会議

162-8512 新宿区矢来町 123 矢来ビル 4F

TEL03-5261-4031 FAX03-5261-4032

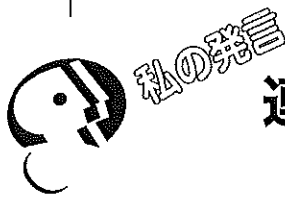
メール：

ホームページ：<http://kukaku.org/>

(「区画整理・再開発」で即、検索)

■郵便局から下記の払込取扱票でお送り下さい。銀行振込の場合の口座は下記のとおりです。銀行振込の場合はコンビニのATMからお送りいただけます。その際は、送り主の方が分からないことがありますので、①銀行振込日、②お名前、③下記「会員・読者番号」をファックス、メールなどでお知らせください。

-  銀行  支店 
 -  銀行  店 
- (名義) 区画整理・再開発対策全国連絡会議



これからも 連絡会議は必要ですか？

—連絡会議の50年—

今西一男 (福島大学行政政策学類教授、
『区画・再開発通信』編集長)



連絡会議は一九六八年一月に行われた第一回全国研究集会で設立が提案され、発足した。つまり、この一月に五〇周年を迎える。以来、毎年の全国研究集会は今年で第五一回となる。本紙「通信」は設立から二年が過ぎた七〇年一月に創刊、毎月の定期発行を続けて本号で五八五号に至っている。これだけ継続した

住民運動団体もめずらしい。

まずは、これまで連絡会議に関わって来られた多くのみなさんと五〇周年の節目を寿ぎたい。筆者は九二年二月から本紙の編集に携わってきた。その間、編集や研究に関連して、区画整理・再開発の現場から多くのことを教わってきた。心から感謝したい。そして微力ではあるが、「老舗」のれんをみなさんとともに守ってきたことを、誇らしく思っている。

だが、五〇周年の節目は決して喜ばしいことばかりではない。連絡会議の岐路、しかもどう転んでも険しい道程の入口と感じている。誰もが歳を取るように、組織も老化を免れない。区画整理・再開発をめぐる情

勢や住民運動の課題も、追いつけないほどにめまぐるしく変化している。組織や住民運動はただ長く続けばよいのではないことも、重々承知しているつもりだ。それだけに、この五〇年の知恵と経験を伝えることの意味について、世話人や「通信」編集部だけではなく、連絡会議ゆかりのあらゆるみなさんと問い直す時期に来ていることを訴えたい。

五〇周年にあたり、編集部では主に二つの企画を進行している。一つは記念誌の発行である。これは、この一〇月の全国研究集会で披露させていただくべく、鋭意、執筆と編集を進めている。もう一つは研究の視点から連絡会議五〇年の意味を考え

Vol.585

'18.9

区画

再開発通信

めざせ！住民主権のまちづくり

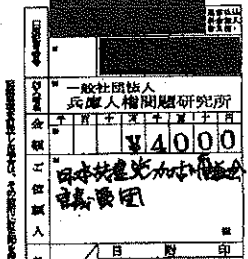
各地／品川、豊島
アングル／高松丸亀商店街を歩く(本田正則) 4 3
創立50周年記念・区画整理・都市再開発対策全国研究集会・特集
18年まちづくりをめぐる回顧と展望 6
▼まちづくり住民運動をめぐる社会環境の大きな変化
▼公共団体施行区画整理の「減少」を考える
▼再開発が市民的に問われる時代
NPO法人区画整理・再開発対策全国連絡会議通常総会
第2部／創立50周年記念・区画整理・都市再開発対策全国研究集会 171312
第3部 1968年→2018年 50周年出版募金・大募集！ 171312

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			12
会 派 名	日本共産党加古川市議会議員団	年 度	平成 30 年度
項 目	資料購入費	金 額	¥ 4,000 円
内 容	『季刊 人権問題』 2018年度分		
支 払 先	一般社団法人兵庫人権問題研究所	支払年月日	平成30年 9 月14 日
備 考			

領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）

ご利用明細票

お取扱日	店 番	取 扱 番 号
30-09-14		A93140012
取扱店		
払込口座		
払込金額	*4,000	料金 *0
		振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 （ゆうちょ銀行）
入金額	*10,000	
おつり	*6,000	
ゆうちょ口座間送金は10月1日から月2回目以降、料金がかかります。		

印紙税申告納付につき趣町税務署承認済

請求書

日本共産党加古川市議 岸本建樹様

一般 兵庫人権問題研究所
社団法人

神戸市長田区三番町2丁目6-4

電話 (078) 53 [REDACTED]

FAX (078) 53 [REDACTED]

代表理事 津川 [REDACTED]

2018年4月27日

下記の通りご請求申し上げます。

品名	適用期間	部数	金額	備考
購読料	2018年度	各1部	4000円	「季刊 人権問題」 春・夏・秋・冬号

※郵便振替(別途振替用紙を添付します)の場合＝「[REDACTED] 一般社団法人 兵庫人権問題研究所」

※銀行振込の場合＝[REDACTED] 銀行 [REDACTED] 支店 [REDACTED]
[REDACTED] 銀行 [REDACTED] 支店 [REDACTED]

いずれも加入者名義は

「一般社団法人 兵庫人権問題研究所 代表理事 津川知久」

※[REDACTED] 銀行ご利用の場合＝[REDACTED] 銀行 ([REDACTED])
[REDACTED] 「シャ」ヒョウゴジンケンモンダイケンキュウショ」

代 表 者	経理責任者
	

支 払 伝 票			経理番号
			13
会 派 名	日本共産党加古川市議会議員団	年 度	平成 30 年度
項 目	資料購入費	金 額	¥ 600 円
内 容	2018年8月～9月 誌代「生活と健康を守る新聞」		
支 払 先	加古川生活と健康を守る会	支払年月日	平成 30 年 9 月 20 日
備 考			
領収書又はこれに準ずる書類を添付すること（書類が多い場合は裏面に続く）			

加古川市議会 岸本 建樹 様

領 収 書

2018年9月20日

加古川生活と健康を守る会

加古川市野口町 気付
会計

「生活と健康を守る新聞」代をいただき有難うございました。

記

領収額 金600円

但し、「生活と健康を守る新聞」代 (2018年8月～9月)
1部300円 2か月分